

◎新潟県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 東潟地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和6年8月23日から令和7年3月4日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市大潟区高橋新田 ほか地内